

## 法学研究科

## I 2019年度 大学評価委員会の評価結果への対応

## 【2019年度大学評価結果総評】（参考）

法学研究科のカリキュラムについては、修士課程・博士後期課程でコースワーク科目、リサーチワーク科目が設けられている点、ガイドライン型のコース制として「研究者養成コース」、「高度職業人養成コース」、「特定課題研究コース」の3コースが設けられている点、「高度職業人養成コース」においては業種別に履修モデルが設けられている点など、受講生のニーズに沿ったカリキュラム編成がなされていると考えられる。また2018年度に発足したFDカリキュラム委員会で、グローバル化、社会人学生のニーズに対応するべく、活発な入試制度等の改革が行われていることは高く評価できる。内容としては留学生向けの日本語科目の設置、留学生向け「リーガル・リサーチ」科目の設置、研究指導計画（学位取得のためのガイドライン）の作成、大学院入試改革（修士課程の入試科目の中の専門科目を2科目から1科目へ、修士課程（外国人）の単願の入試科目の中で日本語の廃止等）である。2019年度の入学者数は、外国人研修生も含めて計13名と拡大し、修士課程の定員充足率が2018年度の15%から55%に増加しており、評価できる。大学院における法学研究科の特殊事情を踏まえ、引き続き、正規大学院生のみでの定員充足に向けて、取り組みを継続いただきたい。また、社会人大学院生向けのカリキュラム及び入試改革については今後の進展を期待したい。

## 【2019年度大学評価委員会の評価結果への対応状況】

法学研究科においては、2017年に導入されたコースワーク・リサーチワーク制の下で、実効的な教育活動が行われて来ており、教育的効果が徐々に現れつつある。2019年度においては、FD活動をカリキュラムと連動させたFDカリキュラム委員会を計6回開催し、教育課程・教育内容や入試の方法について議論を重ねてきた。その中では、高度職業人養成コースにおける「リサーチ・ペーパー」の学位認定基準の一層の明確化や、社会人大学院生向けのカリキュラムのあり方についても検討し、今後も引き続き検討する。また、法学研究科の入試制度に関しても、2018年度の新入試制度導入による修士課程（一般）の入試科目を専門科目2科目から1科目への変更、修士課程（外国人）の修士単願の入試科目を専門科目1科目に変更かつ日本語試験の廃止（日本語の能力については専門科目の試験内容に基づいて審査すること）、修士課程（外国人）の研究生との併願を秋入試にも拡大といった方策がとられた結果、法学研究科の2020年度修士課程入試の志願者は67人と大幅に増加した。このことから今後は入学者数の一層の増加、および、修士課程の定員充足率の改善が大いに見込まれる。また、本学研修生の本学修士課程への進学動機付けのあり方についても検討を重ねている。博士課程入試についても、外国人博士後期課程受験者の受験科目について検討し、博士課程入試における外国語試験に関して、博士後期課程入学試験科目（外国語2科目）につき、日本国内の修士課程で「日本語で修士論文を執筆し、修士号を取得した」外国人受験者については、「日本語」試験を選択する場合には「日本語で執筆された修士論文の提出」によって「日本語」試験受験に代えることができるものとする。その場合、当該受験生は「日本語で執筆された修士論文の提出」とともに、試験当日は日本語以外の外国語1科目を受験すれば足りることにする、といった変更を加えた。これによって、今後は外国人の博士課程への進学者数の増加も期待される。さらに、社会人大学院生向け入試改革についても博士後期課程入学試験での受験科目を中心に議論を重ねている。

## 【2019年度大学評価委員会の評価結果への対応状況の評価】

法学研究科では、目標としてかかげた外国人留学生等についての入試制度の改善が2018年度に実現した結果、2019年度入試における法学研究科修士課程への志願者は48人とそれまでの3倍に増えた。特にそのうち外国人入試の志願者が37人で、合格者12人のうち外国人入試の合格者が4人であった。2020年度修士課程の志願者はさらに増え67人となり、そのうち外国人入試の志願者が57人で、合格者5人のうち外国人入試の合格者は2人であった。志願者の増加が入学者の増加に直結するわけではないのは当然であるが、受け入れる側の方針の明確化は必要であろう。

学生の受け入れにおけるもう一つの柱である、社会人大学院生向け入試改革についても入試改革について議論を重ねているようであり、今後の進展に期待したい。

## II 自己点検・評価

## 1 教育課程・学習成果

## 【2020年5月時点の点検・評価】

## (1) 点検・評価項目における現状

※注1 回答欄「はいいいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

1.1 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	
①修士課程においてコースワーク、リサーチワークを適切に組み合わせ、教育を行っていますか。	S <input checked="" type="checkbox"/> A B
<p>※コースワーク、リサーチワークを組み合わせた教育課程の概要を記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コースワーク科目として、「リーガル・リサーチ」のほか、「法律学原典研究」および「特殊講義」の科目群を設け、外国法研究能力の向上や各専門分野における専門知識の獲得等を図っている。</li> <li>・リサーチワーク科目として、「演習」および「論文指導」を開講し、演習では、学生の専門分野と研究内容に沿ったテーマを設定し、学生の調査研究について、報告・質疑応答・討論をすることにより、研究の深化を図る一方、論文指導科目では、法律学の研究に必要な技能の修得を目的とし、指導教員が論文の完成に向けて段階的な指導を行っている。</li> <li>・各科目の履修に関しては、指導教員が個別に指導を行うほか、ガイドライン型のコース制を提示することにより、学生の参考となる履修モデルを示している。</li> </ul> <p>■コース制</p> <p>ガイドラインとしてのコース制を設け、3つのコースを提示している。</p> <p>①研究者養成コース：履修を推奨する科目を指定せず、学生の研究テーマや目指す研究者像に沿って自主的な科目の選択を促す。</p> <p>②高度職業人養成コース：業種ごとに履修モデルを示す。</p> <p>③特定課題研究コース：①研究者養成コース、②高度職業人養成コース以外で、特定の課題についての研究を目指す学生を対象に、履修を推奨する科目を指定せず、指導教員の指導に基づく履修科目の選択を促す。</p> <p><b>【2019年度に改善された事項及び新規取り組み事項等】</b> ※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul> <p><b>【根拠資料】</b> ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul>	
②博士後期課程において授業科目を単位化し、修了要件としていますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<p><b>【根拠資料】</b> ※「はい」を選択した場合に単位化及び修了要件として設定されていることが確認できる資料を記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学院要項</li> <li>・大学院講義概要（シラバス）</li> </ul>	
③博士後期課程においてコースワーク、リサーチワークを適切に組み合わせ、教育を行っていますか。	S <input checked="" type="checkbox"/> A B
<p>※コースワーク、リサーチワークを組み合わせた教育課程の概要を記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コースワーク科目として「特殊研究」を開講し、学生が各自の研究に必要な各分野の専門知識を体系的に獲得するための教育を行っている。</li> <li>・リサーチワーク科目として「特研演習」を開講し、指導教授が博士論文の完成に向けて段階的な指導を行っている。</li> </ul> <p><b>【2019年度に改善された事項及び新規取り組み事項等】</b> ※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。</p> <p>特になし</p> <p><b>【根拠資料】</b> ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul>	
④専門分野の高度化に対応した教育内容を提供していますか。	S <input checked="" type="checkbox"/> A B
<p>※学生に提供されている専門分野の高度化に対応した教育に関し、どのような教育内容が提供されているか概要を記入。</p> <p><b>【修士】</b></p> <p>現在、法学研究科に所属している教員はそれぞれの専門領域において高い研究実績を有するものであり、学会や研究会活動への参加、国内研修や在外研究などを通じて、さらに研究内容を進化させ、専門分野の高度化に対応した教育内容を提供している。そのうち、特に各種の研究会における判例研究等を通じて、それぞれの専門分野における最新の判例や学説等の動向を把握し、これらを修士課程の授業に反映させることによって、教育の質の向上を図っている。</p> <p><b>【博士】</b></p> <p>博士課程の教育に関しては、特に国内研修や在外研究などを通じて、諸外国の最新の立法や判例等に関する研究内容を進化させ、これらを博士課程の院生に対する研究指導の中で反映させ、幅広い比較法研究の素養と視野を提供している。</p> <p><b>【2019年度に改善された事項及び新規取り組み事項等】</b> ※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。</p>	

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

特になし	
<b>【根拠資料】</b> ※ない場合は「特になし」と記入。 ・特になし	
⑤大学院教育のグローバル化推進のための取り組みをしていますか。	S <input checked="" type="checkbox"/> A B
※大学院教育のグローバル化推進のために行っている取り組みの概要を記入。 <b>【修士】</b> ・中国を含む諸外国から研修生および修士課程の留学生を積極的に受け入れるべく、2018年度に実施した入試の科目数の削減などにより入試負担の軽減を図るとともに、在校生には研究の視野を広げるために海外留学を推奨している。 ・カリキュラムにおいては、外国書講読の科目を開講し、諸外国の法制度等に関する内容を取り上げ、グローバル化に対応可能な研究能力の向上を図っている。また、中国人の客員研究員による「比較法特殊講義Ⅰ・Ⅱ」において、中国の憲法・民法をはじめとする法制度や行政制度、さらには法曹養成制度に関する講義が学生向けに開講されている。 ・外国人留学生向けの科目として2018年度からリーガル・リサーチを開講しており、日本の判例・法学文献等の検索や日本語論文の執筆の方法等の基礎的な学修機会を設けている。 ・研究上必要なツールとして、外国法検索データベースの LexisNexis や Juris などを導入しており、適宜、それらのガイダンスを実施するなどして、技術習得の支援も行っている。 <b>【博士】</b> 博士課程においても、積極的に外国人留学生を受け入れるべく入試の充実化を図るとともに、博士課程の院生に対しても、研究の視野を広げるために海外留学を推奨している。 また、カリキュラムにおいては、論文指導科目において外国法の原典講読を開講し、諸外国の立法や判例等に関する内容を取り上げ、グローバル化に対応可能な研究能力の向上を図っている。 <b>【2019年度に改善された事項及び新規取り組み事項等】</b> ※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。 ・特になし <b>【根拠資料】</b> ※ない場合は「特になし」と記入。 ・特になし	
1.2 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。	
①学生の履修指導を適切に行っていますか。	S <input checked="" type="checkbox"/> A B
※履修指導の体制および方法を記入。 <b>【修士】</b> ・法学研究科法律学専攻においては、院生の専攻分野によって大きく履修科目が異なるため、基本的には各指導教員が大学院生の自主性を尊重しつつ個別に履修指導している。 ・ガイドライン型のコース制のひとつである「高度職業人養成コース」においては、業種ごとに履修モデルを示している。 <b>【博士】</b> 博士課程においても院生の専攻分野によって大きく履修科目が異なるため、基本的には各指導教員が大学院生の自主性を尊重しつつ個別に履修指導している。 <b>【2019年度に改善された事項及び新規取り組み事項等】</b> ※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。 特になし <b>【根拠資料】</b> ※ない場合は「特になし」と記入。 ・大学院要項 ・Web シラバス	
②研究科（専攻）として研究指導計画を書面で作成し、あらかじめ学生が知ることのできる状態にしていますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
※ここでいう「研究指導計画」とは、事務手続きのスケジュールやシラバス等の個別教員の指導計画を指すのではなく、研究科としての研究指導体制及び研究指導スケジュールをまとめたものを指します（学位取得までのロードマップの明示等）。また、「あらかじめ学生が知ることの状態」とは、HP や要項への掲載、ガイダンスでの配布等が考えられます。 <b>【修士】</b>	

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

修士課程の大学院生が学位取得までの流れ等を把握するために、法学研究科の研究指導計画である「法学研究科修士学位取得のためのガイドライン」を作成し、新入生ガイダンス時に説明を行うほか、大学院要項にも掲載している。さらに、大学院HPにも掲載して、広く一般に周知している。

**【博士】**

同様に、「法学研究科博士学位取得のためのガイドライン（課程内）」を作成し、大学院要項に掲載したほか、2019年度新入生ガイダンス時にも説明を行い、さらに大学院HPに掲載することにより、周知徹底を図っている。

**【根拠資料】** ※研究指導計画が掲載された文書・冊子等の名称を記入。

- ・大学院要項
- ・大学院HP

③研究指導計画に基づく研究指導、学位論文指導を行っていますか。

はい いいえ

※組織的な研究指導、学位論文指導の概要を記入。

**【修士】**

修士課程の大学院生に対する学位論文指導については、研究指導計画に基づいて、指導教員によるリサーチワーク科目の実施を中心に行っているほか、大学院生が学内外の研究会において研究報告をする機会を提供するなど、組織的な指導の取組みも行っている。

**【博士】**

博士課程の大学院生に対する学位論文指導については、研究指導計画に基づいて、指導教員による論文指導科目の実施を中心に行っているほか、大学院生が学内外の研究会において研究報告をする機会を提供するなど、組織的な指導の取組みも行っている。

**【根拠資料】** ※ない場合は「特になし」と記入。

- ・特になし

1.3 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

①成績評価と単位認定の適切性を確認していますか。

S A B

※成績評価と単位認定の確認体制及び方法を記入。

**【修士】**

・修士課程の各科目の成績評価方法については、シラバスにおいて明示し、教員相互及び大学院生が適切性を判断できるようにしている。  
 ・各科目の評価自体は各教員に任されているものの、特に受講者の到達度が高い院生にはA+評価をする一方、到達度の低い院生にはB以下という厳しい評価をする場合もあり、成績評価および単位認定は適切に行われている。

**【博士】**

・博士課程の各科目の成績評価方法については、シラバスにおいて明示し、教員相互及び大学院生が適切性を判断できるようにしている。  
 ・各科目の評価自体は各教員に任されているものの、特に受講者の到達度が高い院生にはA+評価をする一方、到達度の低い院生にはB以下という厳しい評価をする場合もあり、成績評価および単位認定は適切に行われている。

**【2019年度に改善された事項及び新規取り組み事項等】** ※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。

特になし

**【根拠資料】** ※ない場合は「特になし」と記入。

- ・特になし

②学位論文審査基準を明らかにし、あらかじめ学生が知ることのできる状態にしていますか。

はい いいえ

※学位論文審査基準の名称及び明示方法を記入。

**【修士】**

・既に2017年度に「リサーチ・ペーパー」を含めた修士学位の審査基準が策定され、これを大学院棟の大学院生向け掲示板に掲示して公開してきたが、法学研究科の研究指導計画である「法学研究科修士学位取得のためのガイドライン」を作成する際に、修士学位審査基準も取り入れ、現在、大学院要項に掲載している。また、大学院HPにも「法学研究科法律学専攻学位審査基準」を掲載しており、広く学生に周知している。さらにリサーチ・ペーパーと修士論文の審査基準の違いをより明確にすべく、議論を重ねている。

**【博士】**

・既に2017年度に博士学位の審査基準が策定され、これを大学院棟の大学院生向け掲示板に掲示して公開してきたが、

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

法学研究科の研究指導計画である「法学研究科博士学位取得のためのガイドライン」を作成する際に、博士学位審査基準も取り入れ、現在、大学院要項に掲載している。また、大学院 HP にも「法学研究科法律学専攻学位審査基準」を掲載しており、広く学生に周知している。

【根拠資料】※学位論文審査基準にあたる文書の名称を記入。また、冊子等に掲載し公表している場合にはその名称を記入。

- ・「法学研究科修士学位取得のためのガイドライン」
- ・「法学研究科博士学位取得のためのガイドライン（課程内）」
- ・「法学研究科法律学専攻学位審査基準」

③学位授与状況（学位授与者数・学位授与率・学位取得までの年限等）を把握していますか。

はい  いいえ

※簡条書まで記入※データの把握主体・把握方法、データの種類等を記入。

・法学研究科教授会において、指導教員や学位論文審査委員からの情報提供のほか、大学院事務課とも連携して、学位授与状況のデータを取得し、学位授与者数や学位取得年限等を把握している。

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

- ・特になし

④学位の水準を保つための取り組みを行っていますか。

S  A B

※取り組み概要を記入。

【修士】

修士学位論文の審査については、論文審査・口述審査によって実施しており、複数の審査委員による審査を通じて、学位授与水準に達しているか否かが慎重に判断されている。審査結果は、研究科教授会に報告され、修士学位授与の水準に達しているか否か重ねて審議をし、修士学位授与の可否が判定されている。

【博士】

博士学位論文の審査についても、論文審査・口述審査によって実施しており、複数の審査委員による審査を通じて、学位授与水準に達しているか否かが慎重に判断されている。審査結果は、研究科教授会に報告され、博士学位授与の水準に達しているか否か重ねて審議をし、博士学位授与の可否が判定されている。

【2019年度に改善された事項及び新規取り組み事項等】※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。

特になし

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

特になし

⑤学位授与に係る責任体制及び手続を明らかにし、適切な学位の授与が行われていますか。

S  A B

※責任体制及び手続等の概要を記入。ただし、博士については、学位規則のとおりに行われている場合には概要の記入は不要とし、「学位規則のとおり」と記入。

【修士】

修士の学位授与に関しては、法政大学学位規則（規定第105号）11条1項が、「修士論文の審査及び最終試験は、それぞれの研究科教授会（又は、専攻会議）が行い、課程修了者の可否は、研究科長会議の議を経て総長が決定する。」と規定しており、法学研究科もこれを前提に審査等を行っている。

具体的には、法学研究科教授会において審査を担当する主査1名及び副査2名を選出し（うち1名に必ず研究科長（専攻主任）又は専攻副主任が入ることにより、全体としての審査の整合性・公正性を担保している）、この3名の審査委員により論文審査、口述審査及び合否判定が行われる。判定結果については主査が後に研究科教授会に報告し、研究科教授会として最終的にこれを審議・承認するという体制をとっている。

【博士】

学位規則どおり。

【2019年度に改善された事項及び新規取り組み事項等】※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。

特になし

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

- ・法政大学学位規則（規定第105号）

⑥学生の就職・進学状況を研究科（専攻）単位で把握していますか。

はい  いいえ

※データの把握主体・把握方法、データの種類等を記入。

- ・大学院修了者の進路状況については、修了時の調査や各指導教員からの情報提供により把握している。
- ・修了生は、各自の状況をキャリアセンターに報告することとされている。

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。



<p><b>【根拠資料】</b> ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <p>・特になし</p>	
<p>1.4 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。</p>	
<p>①分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定または取り組みが行われていますか。</p>	<p>S <input checked="" type="checkbox"/> A B</p>
<p>※取り組みの概要を記入。</p> <p><b>【修士】</b></p> <p>法学研究科では、学習成果を測定するための重要な指標として、修士学位論文審査基準において示されている修士学位授与基準を満たすのに必要な専門知識の習得を適切に設定している。また、各分野の特性に応じた学習成果の測定を、科目ごとの成績評価と学位論文審査の際に行っている。科目ごとの成績評価においては、シラバスで科目ごとに専門性に配慮した適切な到達目標が設定され、それに基づき厳正に評価がなされている。また、修士学位論文審査においては、研究科教授会において審査を担当する主査1名及び副査2名のうち、少なくとも1名は、審査対象論文のテーマの審査に相応しい者が選出されている。</p> <p><b>【博士】</b></p> <p>法学研究科では、学習成果を測定するための重要な指標として、博士学位論文審査基準において示されている修士学位授与基準を満たすのに必要な専門知識の習得を適切に設定している。また、各分野の特性に応じた学習成果の測定を、科目ごとの成績評価と学位論文審査の際に行っている。科目ごとの成績評価においては、シラバスで科目ごとに専門性に配慮した適切な到達目標が設定され、それに基づき厳正に評価がなされている。また、博士学位論文審査においては、研究科教授会において審査を担当する主査1名及び副査2名のうち、少なくとも1名は、審査対象論文のテーマの審査に相応しい者が選出されている。</p>	
<p><b>【2019年度に改善された事項及び新規取り組み事項等】</b> ※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。</p> <p>特になし</p>	
<p><b>【根拠資料】</b> ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <p>・特になし</p>	
<p>②具体的な学習成果を把握・評価するための方法を導入または取り組みが行われていますか。</p>	<p>S <input checked="" type="checkbox"/> A B</p>
<p>※取り組みの概要を記入。取り組み例：アセスメント・テスト、ルーブリックを活用した測定、学習成果の測定を目的とした学生調査、卒業生・就職先への意見聴取、習熟度達成テストや大学評価室卒業生アンケートの活用状況等。</p> <p><b>【修士】</b></p> <p>法学研究科では、修士課程の院生に対する学習成果の測定を、科目ごとの成績評価と学位論文審査の際に行っている。また、修士学位論文審査は、複数の審査委員による論文審査及び口述審査により実施され、修士学位に相当するか否かが判断・判定される。その結果は、研究科教授会に報告され、修士学位授与について審議がなされる。</p> <p><b>【博士】</b></p> <p>法学研究科では、博士課程の院生に対する学習成果の測定を、科目ごとの成績評価と博士学位論文審査の際に行っている。また、博士学位論文審査は、複数の審査委員による論文審査及び口述審査により実施され、博士学位に相当するか否かが判断・判定される。その結果は、研究科教授会に報告され、博士学位授与について審議がなされる。</p>	
<p><b>【2019年度に改善された事項及び新規取り組み事項等】</b> ※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。</p> <p>特になし</p>	
<p><b>【根拠資料】</b> ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <p>・特になし</p>	
<p>1.5 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p>	
<p>①学習成果を定期的に検証し、その結果をもとに教育課程及びその内容、方法の改善・向上に向けた取り組みを行っていますか。</p>	<p>S <input checked="" type="checkbox"/> A B</p>
<p>※検証体制および方法、改善・向上に向けた取り組みの概要を記入。</p> <p><b>【修士】</b></p> <p>法学研究科では、通常月2回程度、研究科教授会を開催し、修士の教育課程とその内容・方法の適切性について点検・評価を行っている。その結果を踏まえて、次年度の修士課程の「開設科目や教育内容・方法等について検討を行っている。また、ディプロマ・ポリシーに則り必要な検証も行っている。</p>	

※注1 回答欄「はいいいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

<b>【博士】</b>	
<p>法学研究科では、通常月2回程度、研究科教授会を開催し、博士の教育課程とその内容・方法の適切性について点検・評価を行っている。その結果を踏まえて、次年度の博士課程の開設科目や教育内容・方法等について検討を行っている。また、ディプロマ・ポリシーに則り必要な検証も行っている。</p>	
<b>【2019年度に改善された事項及び新規取り組み事項等】</b> ※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。	
特になし	
<b>【根拠資料】</b> ※ない場合は「特になし」と記入。	
・特になし	
②学生による授業改善アンケート結果を組織的に利用していますか。	S <input checked="" type="checkbox"/> A B
※取り組みの概要を記入。	
<p>・法学研究科教授会において、「学生による授業改善アンケート」を回覧し、その結果を共有している。アンケートの結果をふまえ、授業における院生の取組や習熟度、学位論文執筆状況などの情報も共有しながら、FDカリキュラム委員会と連携しつつ、改善の必要性の有無及び具体的な方策などについて検討している。</p>	
<b>【2019年度に改善された事項及び新規取り組み事項等】</b> ※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。	
特になし	
<b>【根拠資料】</b> ※ない場合は「特になし」と記入。	
・特になし	

(2) 長所・特色

内容	点検・評価項目
<ul style="list-style-type: none"> <li>・法学研究科の目標設定等については、教授会から独立した委員会として質保証委員会が組織されており、教員相互の検証が可能な仕組みが整備されている。</li> <li>・FDおよびカリキュラムを一体として検証ができる仕組みとして、FDカリキュラム委員会を設置し、法学研究科の目標設定等について多角的に検証している。</li> <li>・法学研究科の修士課程では、ガイドライン型のコース制を提示しており、学生の自主性を尊重しながら、将来のキャリア形成に資する科目履修等の指導を行っている。</li> </ul>	1. 2③

(3) 問題点

内容	点検・評価項目
・なし	

**【この基準の大学評価】**

<p>法学研究科では、修士課程・博士後期課程とも、コースワーク、リサーチワークを適切に組み合わせ、教育を行っている。とりわけ、修士課程では、ガイドラインとしてのコース制を設けており、3つのコースを提示している。学生の自主性を尊重しながら、将来のキャリア形成に資する履修選択が可能となり評価できる。</p> <p>専門分野の高度化に対応した教育内容の提供に関しては、所属教員は高い研究実績を有しており、とりわけ各種の研究会における判例研究等を通じて、それぞれの専門分野における最新の判例や学説等の動向を把握し、これらを修士課程の授業や博士課程の院生に対する研究指導の中で反映させている。</p> <p>2018年度に実施した入試の科目数の削減などにより入試負担の軽減が図られた結果、中国を含む諸外国からの志願者の数が激増した。なかなか入学にまで至る留学生の数は限られているが、留学生向けの科目として2018年度からリーガル・リサーチが開講されており、日本の判例・法学文献等の検索や日本語論文の執筆の方法等の基礎的な学修機会が設けられていることは評価できる。</p> <p>修士の課程・博士後期課程とも学位授与に関しては、法政大学学位規則に規定しているとおりのプロセスで、審査・承認を行っている。具体的には、法学研究科教授会において審査を担当する主査1名及び副査2名を選出し（うち1名に必ず研究科長（専攻主任）又は専攻副主任が入ることにより、全体としての審査の整合性・公正性を担保している）、この3名の審査委員により論文審査、口述審査及び合否判定が行われる。判定結果については主査が後に研究科教授会に報告し、研究科教授会として最終的にこれを審議・承認するという体制をとっている。また、修士学位論文審査においては、</p>
--

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

研究科教授会において審査を担当する主査1名及び副査2名のうち、少なくとも1名は、審査対象論文のテーマの審査に相応しい者が選出されている。

学習成果を測定するための指標の設定や取り組みについては、学位論文審査基準で示されている基準を満たすのに必要な専門知識の習得を設定したうえで、学習成果の測定を、科目ごとの成績評価と学位論文審査の際に行っている。なお、当該評価項目の記述は、修士課程・博士後期課程ともほぼ同じであるので、次年度以降の自己点検では、課程毎に特徴ある事項について記述することが望ましい。

## 2 教員・教員組織

### 【2020年5月時点の点検・評価】

#### (1) 点検・評価項目における現状

2.1 教員の資質の向上を図るための方策を組織的かつ多面的に実施し、教員及び教員組織の改善につなげているか。

①研究科（専攻）独自のFD活動は適切に行われていますか。

S  A B

#### 【FD活動を行なうための体制】※箇条書きで記入。

- ・2019年度までは下記のようにFD活動を展開した。
- ・「学生による授業改善アンケート」を実施し、高い授業評価を維持するよう研究科教授会で結果を共有しつつ議論している。
- ・FDおよびカリキュラムを一体として検証ができる仕組みとして、FDカリキュラム委員会を設置し、法学研究科の目標設定等について多角的に検証する仕組みのほか、FD活動を展開する制度的枠組みを構築した。
- ・FDカリキュラム委員会を計6回開催し、留学生を中心とする本学研修生の本学修士課程への進学促進の方法や、社会人・外国人の博士後期課程進学促進の方法、さらに、「リサーチ・ペーパー」の一層の学位認定基準の明確化などについて議論を重ねた。

#### 【2019年度のFD活動の実績（開催日、場所、テーマ、内容（概要）、参加人数等）】※箇条書きで記入。

- ・第1回FDカリキュラム委員会：2019年7月22日（月）13:00～13:30  
場所：80年館7階角会議室  
テーマ：①2018年秋学期「学生による授業改善アンケート（期末）」の結果についての情報共有と意見交換  
②修士課程入試における研修生学科内試験の枠組みについて  
③外国人・社会人博士後期課程受験者の受験科目について  
④社会人大学院生向けのカリキュラムについて  
⑤その他  
参加人数：9人
- ・第2回FDカリキュラム委員会：9月30日（月）13:00～13:30  
場所：BT26階 A会議室  
テーマ：①外国人・社会人博士後期課程受験者の受験科目について、②その他  
参加人数：7人
- ・第3回FDカリキュラム委員会：10月21日（月）13:30～14:00  
場所：BT26階 A会議室  
テーマ：①外国人・社会人博士後期課程受験者の受験科目について  
②研修生学科内入試について  
③その他  
参加人数：8人
- ・第4回FDカリキュラム委員会：10月28日（月）13:30～14:00  
場所：BT26階 A会議室  
テーマ：①研修生学科内試験について、②その他  
参加人数：6名
- ・第5回FDカリキュラム委員会：2020年2月3日（月）13:15～14:00

※注1 回答欄「はいいいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。



場所：80年館7階角会議室 テーマ：①2019年度春学期「学生による授業改善アンケート（期末）」の結果についての情報共有と意見交換 ②研修生の修士課程入試について ③その他 参加人数：9人		
・第6回FDカリキュラム委員会：2月17日（月）13：30～14：10 場所：80年館7階角会議室 テーマ：①修士論文とリサーチ・ペーパー審査基準の違いの明確化について、②その他 参加人数：8人		
<b>【2019年度に改善された事項及び新規取り組み事項等】</b> ※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。 特になし		
<b>【根拠資料】</b> ※ない場合は「特になし」と記入。 ・FDカリキュラム委員会議事録		
②研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るための方策を講じていますか。	S	A B
※取り組みの概要を記入。 ・昨年度と同様、引き続き学部教授会において決定した方策（法学志林掲載や学術研究データベースの毎年の更新）に則って、研究成果の公表や業績に関する情報公開を促している。 ・法学部のルールに基づき、国内外における研究・研修の機会が確保されている。		
<b>【2019年度に改善された事項及び新規取り組み事項等】</b> ※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。 特になし		
<b>【根拠資料】</b> ※ない場合は「特になし」と記入。 ・ <a href="https://www.hosei.ac.jp/hogaku/NEWS/topics/201306271550.html">https://www.hosei.ac.jp/hogaku/NEWS/topics/201306271550.html</a> （法学志林） ・ <a href="http://kenkyu-web.i.hosei.ac.jp/scripts/websearch/index.htm">http://kenkyu-web.i.hosei.ac.jp/scripts/websearch/index.htm</a> （学術研究データベース）		

(2) 長所・特色

内容	点検・評価項目
・FDカリキュラム委員会を開催し、多角的な視点から法学研究科の課題を検証する態勢が整っている。	

(3) 問題点

内容	点検・評価項目
・特になし	

**【この基準の大学評価】**

法学研究科では、FD活動とカリキュラムを一体として検証できる仕組みとして、「FDカリキュラム委員会」を設置している。2019年度は委員会が計6回開催され、留学生を中心とする本学研修生の本学修士課程への進学促進の方法や、社会人・外国人の博士後期課程進学促進の方法、さらに、「リサーチ・ペーパー」の一層の学位認定基準の明確化などについて議論が重ねられている。FDカリキュラム委員会によって、法学研究科の目標設定等について多角的に検証する仕組みのほか、FD活動を展開する制度的枠組みが構築されているものと評価できる。
---

III 2019年度中期目標・年度目標達成状況報告書

No	評価基準	理念・目的
1	中期目標	現在設定されている理念・目的に問題はないと考えるが、引き続きその妥当性等を検討する。
	年度目標	外国人留学生と学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラム構築および現行入試制度の見直しに関する議論を進める中で、理念・目的の妥当性の検討を行う。

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

	達成指標	FDカリキュラム委員会において外国人留学生と社会人大学院生に対応したカリキュラム構築および現行入試制度の見なおしに関する議論の中で、少なくとも1回以上理念・目的との整合性について検討する。
年度末報告	教授会執行部による点検・評価	
	自己評価	A
	理由	FDカリキュラム委員会において、外国人留学生と社会人大学院生に対応した現行入試制度の見なおしに関して議論が行われ、その理念・目的との整合性についても検討が行われた。
	改善策	外国人留学生と学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラム構築に関する議論を進める中でも、理念・目的の妥当性について引き続き検討を行う。
	質保証委員会による点検・評価	
	所見	FDカリキュラム委員会において、外国人入試及び社会人入試制度のあり方を検討する過程を通じて、外国人・社会人教育の研究科としてのあり方が再検討されたことは、評価に値する。
	改善のための提言	次年度も同様の検証を継続していくことが望まれるが、他方、この問題は法学研究科単体のみならず大学院全体の方向性とも関連するものであり、全体の議論を喚起することも必要であろう。
No	評価基準	内部質保証
2	中期目標	質保証委員会(2017年度より研究科教授会から独立)を、より実効的に機能させるために必要な課題を検討する。
	年度目標	質保証委員会の機能を実効的に発揮させるための具体的な課題を設定し、解決策を探る。
	達成指標	法学研究科長が質保証委員会から課題への具体的な取り組みを聴取し、法学研究科教授会で共有する。
	教授会執行部による点検・評価	
	自己評価	A
	理由	質保証委員会から指摘されたリサーチ・ペーパーと修士論文の基準の明確化等について、法学研究科のFDカリキュラム委員会において具体的な検討が行われた。
	改善策	引き続き、法学研究科長が質保証委員会から課題への具体的な取り組みを聴取したうえで法学研究科教授会で検討する。
	質保証委員会による点検・評価	
	所見	前年度の質保証委員会からの指摘に対し、FDカリキュラム委員会を通じた検討がなされ、研究科としての対応が図られたことは評価に値する。
	改善のための提言	質保証委員会が年度末に次年度に向けた改善提言を行うだけでなく、年度途中に改善提言を行うこともあり得るはずであり、年間を通じた内部質保証活動の模索を引継事項としたい。
No	評価基準	教育課程・学習成果【教育課程・教育内容に関すること】
3	中期目標	外国人留学生および学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラム構築を目指す。
	年度目標	外国人留学生および社会人大学院生のニーズに対応したカリキュラムを構築するうえでの具体的な課題を設定し、解決策を探る。
	達成指標	FDカリキュラム委員会を年4回以上開催し、改善すべきカリキュラム上の課題について解決策を打ち出し、研究科教授会で審議・確定する。
	教授会執行部による点検・評価	
	自己評価	A
	理由	外国人留学生向けの法学基礎科目であるリーガル・リサーチの履修方法等について検討が行われ、再履修等についての具体的な方策が決定された。
改善策	引き続き外国人留学生および社会人大学院生のニーズに対応したカリキュラムを構築するうえでの具体的な課題を設定し、適切な解決策を検討する。	

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

		質保証委員会による点検・評価
	所見	リーガル・リサーチの履修方法等について具体的な方策が決定されたことは、評価に値する。
	改善のための提言	引き続きFDカリキュラム委員会を通じた積極的な改善策の検討・提言がなされることが望まれる。
No	評価基準	教育課程・学習成果【教育方法に関すること】
4	中期目標	外国人留学生（修士課程・研修生）向けに特化した教育方法の構築を検討する。
	年度目標	外国人留学生（修士課程・研修生）の特性に合致した教育方法を構築する上での課題を見つけ出し、具体的な解決策を検討する。
	達成指標	FDカリキュラム委員会を年4回以上開催し、他大学・他研究科の外国人留学生向けの教育方法の実践例を参考にしながら具体的な検討を行う。
		教授会執行部による点検・評価
	自己評価	A
	理由	FDカリキュラム委員会において、外国人留学生向けの教育方法等について検討が行われた。
	改善策	引き続き外国人留学生（修士課程・研修生）の特性に合致した教育方法を構築する上での課題を見つけ出し、具体的な解決策を検討していく。
	年度末報告	質保証委員会による点検・評価
	所見	FDカリキュラム委員会等を通じて、外国人向けの教育方法等に関して一定の検討がなされたことは、評価に値する。
	改善のための提言	外国人留学生教育のあり方については、理念・目的や学習成果の測定方法、学位授与基準などとも連動する大きな課題であり、研究科としての今後の方向性を引き続き議論することが望まれる。
No	評価基準	教育課程・学習成果【学習成果に関すること】
5	中期目標	外国人留学生および学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラム導入後の教育成果の測定方法及び学位授与の基準への影響について検討を進める。
	年度目標	外国人留学生および社会人大学院生に対応したカリキュラム導入後の教育成果を測定するための具体的な方法等について検討を進める。
	達成指標	FDカリキュラム委員会を年4回以上開催し、他大学・他研究科の実践例を参考にしながら具体的な教育成果の測定方法等について検討を行う。
		教授会執行部による点検・評価
	自己評価	A
	理由	FDカリキュラム委員会において、外国人留学生および社会人大学院生に関する具体的な教育成果の測定方法等について検討が行われた。
	改善策	引き続き外国人留学生および社会人大学院生に対応したカリキュラム導入後の教育成果を測定するための具体的な方法等について検討していく。
	年度末報告	質保証委員会による点検・評価
	所見	FDカリキュラム委員会を通じて、外国人・社会人学生に関する具体的な教育成果測定方法等（リサーチ・ペーパーの基準を含む）が検討されたことは、評価に値する。
	改善のための提言	学習成果測定方法の問題は、特別なコースを設けるべきか否かといった問題とも関連し得る重要事項であり、不断の議論・検証を重ねることが期待される。
No	評価基準	学生の受け入れ
6	中期目標	外国人留学生および学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラム構築に関する議論と並行して、現行入試制度の見直しを進める。
	年度目標	外国人留学生および社会人大学院生に対応したカリキュラム構築に関する議論と並行して、現行入試制度における問題点を洗い出して、制度の改革の議論を進める。
	達成指標	FDカリキュラム委員会を年4回以上開催して、現行入試制度における問題点について具体的な解決策を検討し、研究科教授会において審議・確定する。

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

	年度末報告	教授会執行部による点検・評価	
		自己評価	S
		理由	外国人留学生等についての入試制度の改善（試験科目を一科目とするなど）が行われた結果、2019年度春期入試において志願者数が従来の3倍（計52人）を超え、大きな成果を達成した。また、社会人入試についても、制度を導入する上での各種の課題について検討が行われた。
		改善策	特になし
		質保証委員会による点検・評価	
		所見	入試制度改革の結果、志願者数が従来の3倍を超えたという点は、学生受入れの門戸を広げたことを意味し、大いに評価に値する。
		改善のための提言	今後も、どのような学生を受け入れたいのかという研究科の理念・目的を常に意識しつつ、各種入試制度について不断の改革を施すことが望まれる。
No	評価基準	教員・教員組織	
7	年度末報告	中期目標	外国人留学生および学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラム構築に関する議論と並行して、それに必要な教員側の体制について検討する。
		年度目標	外国人留学生および社会人大学院生に対応したカリキュラムを実施するうえで必要な教員側の体制のあり方について、具体的な方策を検討する。
		達成指標	FDカリキュラム委員会を年4回以上開催して、一定の方向性を打ち出し、それをもとに研究科教授会において審議・確定する。
		教授会執行部による点検・評価	
		自己評価	A
		理由	今年度において、FDカリキュラム委員会が6回開催され、外国人留学生および社会人大学院生に対応したカリキュラムを実施するうえで必要な教員側の体制のあり方に関する議論が行われた。
		改善策	引き続き外国人留学生および社会人大学院生に対応したカリキュラムを実施するうえで必要な教員側の体制のあり方について検討する。
質保証委員会による点検・評価			
所見	FDカリキュラム委員会を通じて、教員側の体制のあり方と連動する形で外国人・社会人に対応したカリキュラム構築が議論されたことは、評価に値する。		
改善のための提言	たとえば社会人学生を念頭に遅い時間帯に開講することが研究科全体として組織的に対応可能か、といったことについて、今年度既に一定の議論がなされたが、引き続き議論することが望まれよう。		
No	評価基準	学生支援	
8	年度末報告	中期目標	大学院生の生活支援のあり方について検討する。
		年度目標	法学研究科の大学院生の代表である法律専攻委員長と会談を行い、大学院生の生活支援へのニーズとそれに応えるための具体的な方策について検討を行う。
		達成指標	法律学専攻長との面談の結果を踏まえて、法学研究科教授会内で共有する。
		教授会執行部による点検・評価	
		自己評価	A
		理由	法学研究科教授会において、大学院生の生活支援へのニーズとそれに応えるための具体的な方策について議論がなされた。
		改善策	引き続き法律学専攻委員長との面談を実施したうえで、法学研究科教授会内で共有していくことが必要である。
質保証委員会による点検・評価			
所見	例年同様、研究科長と学生代表である法律学専攻委員長との面談が実施され、学生のニーズの把握がなされたことは、評価できる。		
改善のための提言	今後も同様の方法で学生のニーズを把握することが望ましい。学生支援のあり方に関しては、大学院全体としての制度変更の影響の把握も、今後必要となろう。		

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

No	評価基準	社会連携・社会貢献	
9	中期目標	法学研究科としてのあり得べき社会貢献の方策を検討する。	
	年度目標	社会貢献に関する他大学・他研究課の取組みと実践例を調査し、それを参考に具体的な方策を検討する。	
	達成指標	研究科長が他大学・他研究課の取組みと実践例を調査し、具体的な方策について研究科教授会において共有する。	
	年度末報告	教授会執行部による点検・評価	
		自己評価	A
		理由	研究科長が他大学・他研究課の取組みと実践例を調査し、具体的な方策について研究科教授会において共有することを目指してきた。
		改善策	引き続き社会貢献に関する他大学・他研究課の取組みと実践例を調査したうえで、具体的な方策を検討していく。
		質保証委員会による点検・評価	
		所見	研究科長による取り組みの方向性が研究科教授会で示されたことは、評価に値する。
改善のための提言		学問分野の性質上、法学研究科にとって社会貢献・社会連携というのはなかなか実現しにくい課題であるが、どのような可能性があるか、引き続き検討することが望ましい。	
<b>【重点目標】</b>			
<p>学生の受け入れに関して、外国人留学生および社会人大学院生に対応したカリキュラム構築に関する議論と並行して、現行入試制度における問題点を洗い出して、制度の改革の議論を進める。具体的な施策等としては、FDカリキュラム委員会を年4回以上開催して、現行入試制度における問題点について具体的な解決策を検討し、研究科教授会において審議・確定することとする。</p>			
<b>【年度目標達成状況総括】</b>			
<p>外国人留学生等についての入試制度の改善（試験科目を一科目とするなど）が行われた結果、2019年度春期入試において志願者数が従来の3倍（計52人）を超え、大きな成果を得ることができ、社会人入試についても、制度を導入する上での各種の課題（教員組織の強化など）について検討が行われた。また、博士課程入試における外国語試験についても、日本国内の修士課程で日本語で修士論文を執筆し、修士号を取得した外国人受験者については、従来の外国語2カ国語受験の要件を1カ国語受験に変更するという方針が打ち出され、次年度から実施されることになった。</p>			

**【2019年度目標の達成状況に関する大学評価】**

<p>法学研究科における評価基準の各項目に対する、中期目標、年度目標及び達成指標は、概ね適切に設定され、年度末報告で概ね達成されたことは評価できる。FDカリキュラム委員会が6回開催され、入試制度改革が行われた結果志願者が増加したことは評価できる。</p> <p>一方で、年度目標や指標は汎用的な表現となっていることは理解できるものの、「年度末報告における、教授会執行部による点検・評価」の理由や改善策の欄では、各評価基準の目標について、どのような検討が行われたか、より具体的に記述することが望まれる。</p>
--

**IV 2020年度中期目標・年度目標**

No	評価基準	理念・目的
1	中期目標	現在設定されている理念・目的に問題はないと考えるが、引き続きその妥当性等を検討する。
	年度目標	外国人留学生と学び直しを目的とした社会人大学院に対応したカリキュラム構築および入試制度改革に関する議論を進める中で、理念・目的の妥当性の検討を行う。
	達成指標	FDカリキュラム委員会において外国人留学生と社会人大学院生に対応したカリキュラム構築および入試制度改革に関する議論の中で、少なくとも1回以上理念・目的との整合性について検討する。
No	評価基準	内部質保証
2	中期目標	質保証委員会(2017年度より研究科教授会から独立)を、より実効的に機能させるために必要な課題を検討する。

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。



	年度目標	質保証委員会の機能をより実効的に発揮させるための具体的な課題を設定し、解決策を探る。
	達成指標	法学研究科長が質保証委員会から課題に具体的にどのように取り組んでいるかについてヒアリングを実施し、法学研究科教授会で共有する。
No	評価基準	教育課程・学習成果【教育課程・教育内容に関すること】
3	中期目標	外国人留学生および学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラム構築を目指す。
	年度目標	外国人留学生および社会人大学院生のニーズに対応したカリキュラムを構築するうえでの具体的な課題を設定し、FDカリキュラム委員会で具体的な解決策を提示し、法学研究科教授会で議論を重ねる。
	達成指標	FDカリキュラム委員会を年4回以上開催して一定の解決策を提示し、それをもとに法学研究科教授会で審議する。
No	評価基準	教育課程・学習成果【教育方法に関すること】
4	中期目標	外国人留学生（修士課程・研修生）向けに特化した教育方法の構築を検討する。
	年度目標	外国人留学生（修士課程・研修生）の特性に合致した教育方法を構築する上での課題を、現行のカリキュラムの問題点をふまえて抽出し、他大学での実践例を参考にしながら、具体的な解決策を検討する。
	達成指標	FDカリキュラム委員会を年4回以上開催して他大学での実践例を調査・比較した上で一定の解決策を提示し、それをもとに法学研究科教授会で審議・確定する。
No	評価基準	教育課程・学習成果【学習成果に関すること】
5	中期目標	外国人留学生および学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラム導入後の教育成果の測定方法及び学位授与の基準への影響について検討を進める。
	年度目標	外国人留学生および社会人大学院生に対応したカリキュラム導入後の教育成果を測定するための具体的な方法等について、本学と同様に外国人留学生および社会人向けカリキュラムを有する他大学の制度の現状を把握した上で、比較・検討を進める。
	達成指標	FDカリキュラム委員会を年4回以上開催し、他大学の制度と比較検討した上で、法学研究科教授会で審議する。
No	評価基準	学生の受け入れ
6	中期目標	外国人留学生および学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラム構築に関する議論と並行して、現行入試制度の見直しを進める。
	年度目標	外国人留学生および社会人大学院生向けの入試制度のあり方について、現行入試制度の問題点を抽出し、他大学の入試制度とも比較しつつ、検討する。
	達成指標	FDカリキュラム委員会を年4回以上開催し、一定の方向性を打ち出し、それを元に法学研究科教授会で審議する。
No	評価基準	教員・教員組織
7	中期目標	外国人留学生および学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラム構築に関する議論と並行して、それに必要な教員側の体制について検討する。
	年度目標	外国人留学生および社会人大学院生に対応したカリキュラムを実施するうえで必要な教員像について議論し、そのために望ましい教員側の体制のあり方について、具体的な方策を検討する。
	達成指標	FDカリキュラム委員会を年4回以上開催して、一定の方向性を打ち出し、それをもとに研究科教授会において審議・確定する。
No	評価基準	学生支援
8	中期目標	大学院生の生活支援のあり方について検討する。
	年度目標	法学研究科の大学院生の代表である法律専攻委員長と会談を行って大学院生の生活支援へのニーズを把握し、それに応えるための具体的な方策を検討する。
	達成指標	法律学専攻長との面談の結果をとりまとめ、それを法学研究科教授会内で共有する。
No	評価基準	社会連携・社会貢献

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

9	中期目標	法学研究科としてのあり得べき社会貢献の方策を検討する。
	年度目標	社会貢献に関する他大学・他研究科の実践例を調査し、法学研究科がとるべき具体的な方策を検討する。
	達成指標	研究科長が他大学・他研究科の実践例を調査し、これを法学研究科教授会で共有した上で、具体的な方策を検討する。
<p>【重点目標】</p> <p>外国人留学生と学び直しを目的とした社会人大学院に対応したカリキュラム構築および入試制度改革を最も重視する。</p> <p>【目標を達成するための施策等】</p> <p>研究科長とFDカリキュラム委員長が連携し、FDカリキュラム委員会を年4回以上開催して活発な議論を行い、そこで得られた一定の方向性を法学研究科教授会で審議する。</p>		

【2020年度中期目標・年度目標に関する大学評価】

<p>法学研究科における2020年度の中期目標、年度目標、及び達成指標は概ね適切に設定され、具体的なものになっていると評価できる。年度末報告では、教授会と質保証委員会のいずれも、詳しい検討・改善結果の報告を期待したい。</p>
---

V 2019年度認証評価指摘事項に対する改善計画報告

No.	種別	内容
1	基準	基準5 学生の受け入れ
	指摘区分	改善課題
	提言(全文)	<u>収容定員に対する在籍学生数比率について、法学研究科修士課程で0.30、政治学研究科修士課程で0.40と低く、人文科学研究科博士後期課程では2.23と高いため、大学院の定員管理を徹底するよう改善が求められる。</u>
	大学評価時の状況	2019年度は収容定員40名に対し、在籍者学生数が17名で、収容定員に対する在籍学生数比率が0.43であることから、若干の改善は実現したものの、改善は未完了である。
	大学評価後の改善状況・改善計画	すでに、2018年度から新入試制度が導入されており、修士課程(一般)の入試科目を専門科目2科目から1科目への変更、修士課程(外国人)の修士単願の入試科目を専門科目1科目に変更かつ日本語試験の廃止(日本語の能力については専門科目の試験内容に基づいて審査すること)、修士課程(外国人)の研究生との併願を秋入試にも拡大といった方策がとられた結果、法学研究科の2020年度修士課程入試の志願者は67人と大幅に増加した。また、本学研修生の本学修士課程への進学動機付けのあり方についても研究科教授会で検討を続けている。このことから今後は入学者数の一層の増加が見込まれる。
	「大学評価後の改善状況・改善計画」の根拠資料	「大学院修士課程入試要項」 「研究科教授会議事録」

【認証評価結果における指摘事項への対応状況に関する評価】

<p>法学研究科修士課程では、入試制度変更の結果2019年度には志願者数が例年の3倍に増え、2020年度にはさらにほぼ4倍の67人に増加しているのは大いに評価できるが、合格者は5人であり充足率は0.25で前年の0.55から大きく後退しているのは志願者のレベルの問題もあり難しい問題であるが、定員充足に向けて更なる努力を期待したい。</p> <p>因みに法学研究科修士課程の入学定員(20人)充足率は2017年度0.35、2018年度0.15、2019年度0.55、2020年度0.25であり、収容定員(40人)充足率は2017年度0.33、2018年度0.30、2019年度0.43、2020年度0.45である。収容定員充足率は増加傾向にあると言えないことはない。</p>
--

【大学評価総評】

<p>法学研究科の自己点検・評価は、適正に実施されていると評価できる。</p>
---

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

法学研究科が目標としてかかげた留学生の志願者を増やすべく設計された入試制度改革は2019年度と2020年度の留学生を中心にした志願者の大幅な増加から判断して目標を十二分に達成していることは明らかであり、この点は高く評価される。留学生を念頭に置いたカリキュラム改革も適切なものと判断される。具体的には2020年度の志願者は67人であり、そのうち外国人入試の志願者が57人である。ただ、合格者入試5人のうち外国人は2人であり、志願者の学力レベルの問題もあると思われるが、志願者の増加が入学者の増加に繋がるような方策の検討が望まれる。

法学研究科の修士課程では、ガイドライン型のコース制を提示しており、学生の自主性を尊重しながら、将来のキャリア形成に資する科目履修等の指導が行われていることは評価される。

法学研究科では2018年度にFDカリキュラム委員会を設置しており、2019年度には6回開催されて法学研究科の目標設定等について多角的に検証してきたことは評価される。

一方で、中期目標・年度目標達成状況報告書について、年度末報告では、教授会と質保証委員会のいずれも、より具体的な検討・改善結果の報告を期待したい。

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。